

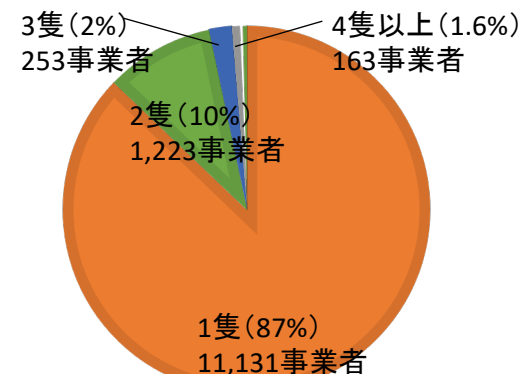
遊漁船業の現状

- 遊漁船業は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）における都道府県知事の登録を受け、船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他の方法により水産動植物を採捕させる事業である。
- 令和4年度現在、遊漁船業者の登録数は約1.3万件。そのうち72%が漁業協同組合の組合員となっており、遊漁船業は漁業者にとって重要な兼業業種の1つとなっている。
- 遊漁船業者1事業者当たりの使用船舶隻数は、87%が1隻となっているなど、小規模事業者が多い。

< 遊漁船業のイメージ >

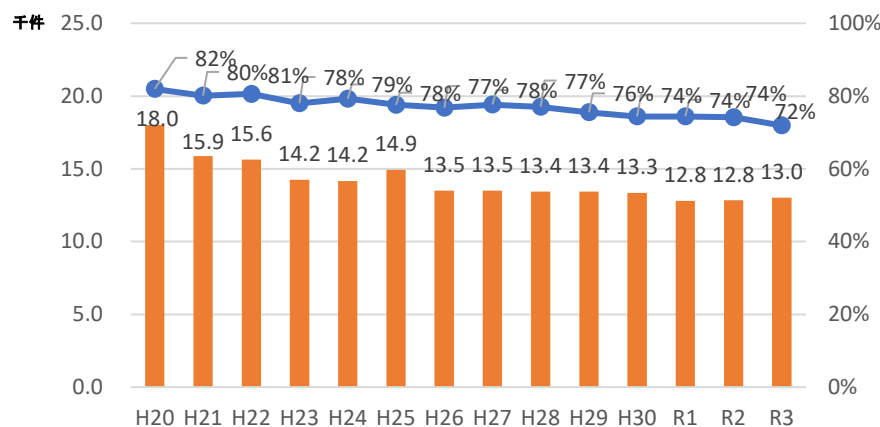


< 1事業者当たりの使用船舶隻数 >



出典：水産庁調べ（R4年7月時点）

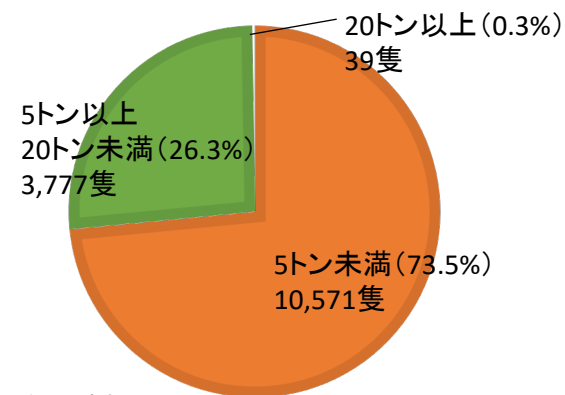
< 遊漁船業登録件数と漁協組合員割合の推移 >



出典：水産庁調べ

業者数 漁協組合員割合

< 遊漁船の階層別隻数 >



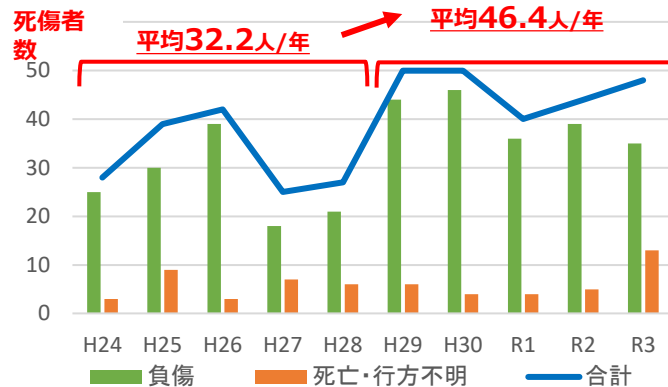
出典：水産庁調べ（R4年7月時点）

遊漁船業に関する制度の現状と課題

「海業」の積極的な展開に向けて、代表的な「海業」である遊漁船業について、近年、死傷事故が増加傾向にあることや、漁場の適正利用の重要性が増していることなどの課題に対応し、利用者に安心して釣りを楽しんでいただく観点から、昨年12月の「遊漁船業の在り方に関する検討会の中間取りまとめ」も踏まえた上で、

- ① 遊漁船の事故を減らし、利用者の安全性を向上させるための措置を講ずるとともに、
- ② 地域の水産業との調和を図る取組を効果的に推進する体制の構築が必要。

< 遊漁船業における死傷者数の推移 >



出典：水産庁調べ

< 死傷者を伴う船舶事故隻数の種類別割合 >

遊漁船	51隻	297隻
旅客船	30隻	173隻
漁船	274隻	2,243隻
プレジャーボート	404隻	4,491隻
その他	36隻	679隻
貨物船	17隻	1,099隻
タンカー	5隻	328隻

0% 25% 50% 75% 100%

■ 死傷者を伴う ■ 死傷者を伴わない

出典：海上保安庁調べ

< 地域の関係者の連携による取組の優良事例 >



資料：明石市漁業組合連合会作成のチラシから抜粋

現行の遊漁船業法の制度と課題

